

## 1. 件名

評価業務の高度化に向けた検討に関する調査

## 2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という）では、NEDOが実施する研究開発プロジェクトの説明責任の向上を図ること、NEDOのマネジメントの高度化等に資することを主な目的として、研究開発プロジェクトの評価を実施している。

NEDOでは、研究評価委員会（以下「委員会」という）の下に研究開発プロジェクトごとの分科会を設置し、分科会において評価を実施した上で、委員会では各分科会の評価報告書について報告するという、階層的な体制をとっている。

委員会はNEDO技術委員・技術委員会等規程において、「評価部が事務局となる評価並びに機構の評価のあり方、評価方法の改善及び被評価事業の今後の運営についての助言を行う」、「委員会は、分科会における評価の結果が、機構が定める評価方法に照らし合わせて逸脱していると認めるときは、意見を付して分科会に再検討を指示することができる」とされており、委員会の主な役割は、分科会の評価結果を確認する等により、NEDOが実施する評価業務の更なる改善に繋がる助言を行うことである。

2023年度からは評価の階層を明確化する等、委員会の位置づけについても検討を行っている。上記の委員会の位置づけのように、評価のあり方や評価方法そのものを確認するという考え方（メタ評価）は、近年、研究拠点が多数登場して各国の資金配分機関等の関心も高いと考えられるメタサイエンスの分野のひとつとして捉えることができる。

そこで、本調査では、委員会における上記背景を踏まえた上で、日本も含む世界各国の機関のメタ評価の考え方、動向及び実施方法について調査し、メタ評価の考え方そのものに対する示唆を得るとともに、アカウンタビリティの更なる確保のため、評価方法の適切さに係る指標の検討を行う。

また、2023年度から始まったNEDOの第5期中長期計画では「評価を通じて当該プロジェクト及び機構としての研究開発マネジメントの質の向上につながるよう、効果的・効率的な評価方法を継続的に検討し、適時適切に改善していく。」とされており、NEDO評価部においては、今後の改善という観点でも評価業務の継続的な見直しを行っている。他方、このような改善のための評価（形成的な評価）の考え方は、世界の他機関を含め、一般的に明らかな形で整理がされていない。

そこで、本調査では、日本も含む世界各国の機関の形成的な評価の考え方、動向及び実施方法についても調査し、形成的な評価の考え方を整理する。また、概念整理と併せて、分科会におけるNEDOの評価の改善も検討する。

## 3. 内容

上記の目的を達成するために下記の項目を実施する。なお、各項目の実施にあたっては、NEDOとの密接な連携の下で行うものとし、調査の深度は、文献、ウェブサイト等の公開情報を可能な限り網羅的に収集・分析するほか、外部有識者、評価実務担当者、専門家等からのヒアリング調査を行うものとする。

## (1)メタ評価に係る調査

### (1)－①調査対象の選定及び関連する情報収集・分析

メタ評価に関して、本調査の対象とする国・機関を選定するための情報収集・分析を幅広く行い、調査対象を決定する。なお、調査対象は日本国内のほか、北米及び欧州各国、大洋州やアジアなど幅広い地域から、NEDOの評価業務の改善の検討に繋げることができるものを選定する。

### (1)－②概念整理及び各調査対象の視点・手法の調査・比較検討

メタ評価について、基本的な概念を整理するほか、(1)で選定した調査対象におけるメタ評価について、評価の実施時期に応じた位置づけ、評価項目・基準を含む評価の手法、評価結果の取り扱いやフィードバック先など、その評価の視点を調査し、比較検討も実施する。また、これらの結果を活用して評価の適切さに係る指標を整理する。

## (2)形成的な評価に係る調査

### (2)－①調査対象の選定及び関連する情報収集・分析

形成的な評価に関して、本調査の対象とする国・機関を選定するための情報収集・分析を幅広く行い、調査対象を決定する。なお、対象は研究開発プロジェクト等に対するものを基本とする。また、調査対象は日本国内のほか、北米及び欧州各国、大洋州やアジアなど幅広い地域から、NEDOの評価業務の改善の検討に繋げることができるものを選定するものとし、メタ評価に関する調査対象と形成的な評価に関する調査対象はそれぞれ適切なものを選定し、必ずしも同一の調査対象とする必要はない。

### (2)－②概念整理及び各調査対象の視点・手法の調査・比較検討

形成的な評価について、(1)で選定した調査対象における形成的な評価に係る概念・考え方や取組を調査し、類型に区別する等、形成的な評価の概念整理を行う。

## (3)NEDOにおける評価業務の改善に係る分析・今後に向けた提言

(1)、(2)の調査結果を基に、現在のNEDO評価部における評価業務についてメタ評価・形成的な評価それぞれの視点から分析を行い、今後の評価業務の高度化を見据えた提言をとりまとめる。

## 4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2024 年 3 月 31 日まで

## 5. 報告書

提出期限:2024 年 3 月 31 日

提出方法:NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容:「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

## 6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、中間報告会・成果報告会等における報告を依頼することがある。

## 7. その他

- (1) 調査の進捗状況は、NEDOの求めに応じて随時報告する(少なくとも1回/月程度)。また、NEDOの求めに応じて、研究評価委員会等で説明等を行い、委員の意見等を調査に反映させること。
- (2) NEDOから提供するデータのうち、DVD-R等に格納して提供するものについては、調査完了日までにNEDOに返却すること。また、提供データを保存したパソコン内から本調査内で作成したデータを含めて、全て削除しNEDOへ報告すること。
- (3) 本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以上